

メダル栄光（文化賞）授与要綱

（趣旨）

第1条 メダル栄光（文化賞）は、学校教育、社会教育等における芸術、文化、科学技術等の活動を振興することを目的として、世界的及び全国的規模で優秀な成績を収めたものに対して、その功績をたたえ奨励するために授与する。

（授与の対象）

第2条 知事は、山口県内に居住する者又は山口県内に所在する団体若しくはその団体に所属する者又はこれら以外の者で山口県に特に縁故がある者若しくは団体で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、メダル栄光を授与する。

- （1）学校教育部門及び社会教育部門（体育部門を除く。以下同じ。）において、世界的コンクール、世界的発表会、世界大会及びその他の世界的分野において優秀な成績を収めた者又は団体
- （2）学校教育部門及び社会教育部門において、全国的コンクール、全国的発表会、全国大会及びその他の全国的分野において最優秀又はそれに準ずる成績を収めた者又は団体

（授与候補者の推薦及び被授与者の決定）

第3条 被授与者は、原則として、授与候補者の所属する団体の長からの推薦に基づき、知事が選考し、決定する。

- 2 前項の推薦は、第2条各号に掲げる成績を収めた後、速やかに行うものとする。
- 3 第1項の推薦は、授与推薦書（別記様式）により行い、別表に定める経由機関を経由して、山口県観光スポーツ文化振興課に提出するものとする。

（授与の方法）

第4条 メダル栄光は、被授与者が個人にあってはメダルを、団体にあっては盾を授与する。

（授与の時期）

第5条 メダル栄光は、毎年度前期及び後期の各1回を「定期」の授与とする。

- 2 県民の注目度の高い功績に対する授与は、「即時」として授与対象が生じた都度速やかに行う。
- 3 後期の授与式後に授与対象が生じ、当該年度中に授与する必要がある場合には、「適宜」として速やかに行う。

（授与の回数）

第6条 同一年度内で、異なるコンクール、発表会、大会等において、同一人が2回以上、受賞資格を有した場合は、当該同一人に対して重複して授与することを妨げない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、メダル栄光の授与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年12月8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年7月17日から施行する。